

## 第2回 大阪市建設事業評価有識者会議

- 開催日時 平成24年12月4日(火) 午前9時40分から午前12時00分まで
- 開催場所 大阪市役所(本庁舎) 屋上(P1)階 会議室
- 出席者  
(委員) 塚口座長、角野座長代理、加茂委員、高瀬委員、松島委員、水谷委員  
(大阪市)
  - ・港湾局  
渡部防災・施設担当部長、丸山計画担当課長、植村緑地管理担当課長、  
松井開発調整担当課長、高橋港湾再編担当課長
  - ・ゆとりとみどり振興局  
上田緑化推進部長、久村計画課長、佐々木用地計画担当課長
  - ・市政改革室(事務局)  
谷川市政改革室長、岡本PDCA担当部長、椎名事業再構築担当課長
- 議題等
  - 1 開会..... 2
  - 2 議事..... 3
    - (1) 「北港南海浜整備事業」に関する追加説明..... 3
    - (2) 事業再評価対象事業の説明・質疑応答..... 5
      - ◇ 港湾局所管 2事業 (鶴浜緑地整備事業・南港南ふ頭緑地整備事業)..... 5
      - ◇ ゆとりとみどり振興局所管 2事業 (御幣島中央公園事業・大和川公園事業)..... 11
    - (3) 事業再評価対象事業についての意見聴取..... 19
  - 3 閉会..... 25

# 1 開会

(椎名事業再構築担当課長) それでは、皆様、おはようございます。

定刻が参りましたので、ただいまより、平成24年度第2回大阪市建設事業評価有識者会議を開催いたします。

私は市政改革室の事業再構築担当課長の椎名でございます。よろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、ご出席を賜りましてまことにありがとうございます。前回の第1回の会議に引き続きまして、よろしくお願いいたします。

なお、加茂委員のほうは、まだちょっと到着がおくれているようでございますが、またご到着されましたらご案内さしあげたいと思います。(※加茂委員は程なく到着)

それでは、早速ではございますが、本日の会議の進め方と配付資料につきまして私のほうからご説明をいたします。

まず、本日は最初に前回の第1回会議におきまして追加説明資料の提出の要請をいただきました。港湾局所管の北港南海浜整備事業につきましては、その後に控えております本日の別の対象事業のご説明のために港湾局の担当者が参っておりますので、まず、追加説明資料の提出とあわせて簡単にご説明をさせていただきたいと思っております。お手元にお配りしております資料の1、資料1がその追加説明資料となっております。その後、本日、新たな対象事業としまして港湾局所管の鶴浜緑地整備事業と南港南ふ頭緑地整備事業の2事業と、それから、ゆとりとみどり振興局所管の御幣島中央公園事業と大和川公園事業の2事業の計4事業につきまして、委員の皆様のご意見をいただきたいと考えております。その次におつけしております資料の2でございますが、これらがその4事業の概要を一覧表としてまとめさせていただいております。

なお、まことに申しわけございませんが、この資料2で一部訂正がございます。ちょっと当日の訂正になりましたが、申しわけございませんが、港湾局所管のナンバー6の南港南ふ頭緑地整備事業の所在地でございますが、住之江区南港東6丁目となっておりますが、南港南6丁目が正しい所在地でございます。よろしくお願いいたします。なお、あとの評価調書のほうは正しい所在地を記載しております。

その次におつけしております資料の3につきましては、これは前回にお配りいたしました本年度の対象事業全体の位置図となっておりますので、よろしくお願いいたします。その後、調書の5から調書の8まで本日対象とする事業についての事業再評価調書となります。

なお、一番最後に参考資料の1と参考資料の2をおつけしておりますが、これも前回の会議で配付させていただきました資料と同じものでございます。事業再評価の進め方と事業再評価の方法についての資料をおつけしております。

以上が、本日の会議の進め方と配付資料についてのご説明でございます。

それでは、これからの議事進行につきましては、塚口座長のほうにお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(塚口座長) 皆様、おはようございます。朝早くからご苦労さまでございます。

それでは、私のほうで進行させていただきたいと思います。

## 2 議事

### (1) 「北港南海浜整備事業」に関する追加説明

(塚口座長) まず、前回の会議で議論いたしました港湾局の北港南海浜整備事業について、追加説明を願った事項がございますので、港湾局、植村さんからご説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は、資料の読み上げは必要ございませんので、要領よく5分程度でお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

(植村緑地管理担当課長) 港湾局の緑地管理担当課長の植村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、宿題でございますけれども、事業計画時の海浜の利用形態と平成35年度事業再開時の利用形態の想定予測について、周辺地域の計画の変遷とあわせて説明する資料という宿題でございました。

資料1をごらんいただきながらご説明させていただきますけれども、最初に大阪港における海浜・緑地整備の考え方を簡単に説明させていただきます。

基本理念として、「自然環境との共生」、それと「快適な水辺空間の創出」、この2つを掲げております。この理念が達成された豊かな臨海部の環境を次世代へと継承していくべきものとしております。理念に近づけるための課題は多いのですけれども、これらを整理・統合して3つの整備の方針、あるいは方向性に取りまとめてございます。それが2の方針というところを書いてございます。

次に、地域の概況を検討いたしまして最適の環境整備を選択するために、対象地域を4つにゾーニングをしております。個々の説明は省略させていただきます。

次に、4のところになりますけれども、本事業は④の大阪港西側水際線のゾーンに位置づけられております。その整備目標は広域的な海浜整備による環境創造空間の形成及び海岸線形状の多様化による生物生息空間の創出としておりまして、海浜を利用する人々のためだけでなく、次世代へと継承すべき豊かな環境を保全・創造することも重要な目的と考えております。

次の下のページのところでございますけれども、南海浜について取りまとめてございます。

1のところは、本事業利用者の想定でございますけれども、海に面した立地特性及び記載しておりますような事業目的を持つものでございますので、大阪市内で唯一の施設となることから大阪市民全体を利用者と考えております。

2つ目と3つ目のところでございますけれども、ほぼ同じようなことを触れておりまして、港湾計画におきまして、本事業は計画当初から変更されていないということ、それから、土地利用計画とも関係するものではないということでございます。

4番目のところでまとめとしておりますけれども、これも今まで1、2、3で言いました言葉を言いかえておるということでございまして、南海浜は市内唯一の施設であり、周辺住民だけの利用層を想定した施設ではないため、たとえ夢洲の土地利用計画に、変更があった場合でも本事業に影響を及ぼすものではないというぐあいに考えてございます。

あと、裏面のほうですけれども、参考ということで、周辺地域の計画の変遷ということのご質問がございましたので、夢洲の土地利用計画の実際の変遷を、上の段は数字で記載させていただいております。それと同じことですが、下の段につきましては、図面でございますね。少し白黒で見にくいところがございますけれども、図で当初と平成24年度の状況というのを図で表してござい

す。計画的には大きな変化はないというぐあいに考えております。

以上でございます。

[追加説明にかかる質疑]

(塚口座長) ありがとうございます。だだいまの港湾局の説明につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

(松島委員) 私のわがままにこたえていただいて、わざわざお越しいたいで申しわけございません。趣旨として、全体としては理解したんですけども、私が気になっていましたのは、費用便益分析をされるときに、たしかトラベルコスト法を使われているというふうなことでございまして、そうすると、利用者が利用するためにそこまで行くということがたしか前提としてございまして、その中に当初の計画の中では、後にオリンピックの後にマンションができて、その利用者というものが入っていないのでしょうか。それがもしカウントされていると、その計画は実際多分これからどうなるかわからないんですけども、今のところないと考えられるので、その部分の便益というのは減る可能性がないのでしょうかということが気になってございまして、もちろん資料1の最初のところで書いていただいたように、利用するだけじゃなくて環境を創造すると。もちろんそういう役目あると思うんですが、これを測ろうと思うと、また別の情報が必要になってきますので、ご説明のときに利用計画、今ご説明いただいた利用計画自体としては、まだ大規模住宅というようなものは残っているようにも見えますけども、おそらくこれがそのままなるとはなかなか思いにくいと思いますので、その部分が費用便益の結果にカウントされているかどうかということがちょっと気になってございまして、そこら辺の確認をさせていただければと思っております。

(塚口座長) 港湾局のほうから何かお答えがございますでしょうか。

(朝里係員) 港湾局緑地管理担当の朝里と申します。

先ほどのご質問になるんですけども、費用便益につきましては、おっしゃっていただいたとおり旅行費用法を算出しております。ただ、支払意思額のほうも計上しておりますので、確かにいただいた質問のとおり便益が減る可能性はございますけども、それがゼロになるというわけではなく、支払意思額のほうで大阪市民全体の、世帯のほうですね、計上しておりますので、1を切るような数字になるという考えはありません。

以上です。

(松島委員) ちなみに、176億の便益のうち、先ほど言っていた市民として全体の支払意思額と、トラベルコストの分というのが幾らずつぐらいかということはおわかりですか。

(朝里係員) 旅行費用法に関しましては90億に当たりまして、残りの金額が支払意思額ということになっております。すみません、単年度便益を50年積上げたものです。

(松島委員) そうすると、仮に、極端な仮定をして旅行費用分がゼロになったとしても1を下回ることはないということですね。

(朝里係員) はい。

(松島委員) ありがとうございます。

(塚口座長) ほかにございませんでしょうか。

港湾局の自己評価におきましても、一応Dという評価になっているということでもございますし、この件につきましては後ほど委員会のほうでまた審議をいたしますけれども、そういう評価の中で

の説明ということでございまして、ほかにご意見がなければこの辺で終了させていただきたいと思  
います。

追加説明につきまして、港湾局の皆さん、どうもありがとうございました。

この北港南海浜整備事業につきましては、後ほど、本日の議案にしている各事業とあわせて意見  
をというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

## (2) 事業再評価対象事業の説明・質疑応答

### ◇ 港湾局所管 2事業（鶴浜緑地整備事業・南港南ふ頭緑地整備事業）

(塚口座長) では、本日の4つの事業の説明の質疑応答に移りたいと思います。

引き続きまして、今回対象になっております港湾局所管2事業の事業に移らせていただきたいと思  
います。鶴浜緑地整備事業と南港南ふ頭緑地整備事業の説明でございます。およそ15分程度でお  
願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(植村緑地管理担当課長) それでは、最初に鶴浜緑地整備事業につきましてご説明させていただきます。

調書につきましては、調書の5というところをごらんいただきたいと思います。

まず、再評価理由につきましては、調書に記載しておりますように事業開始年度から記載して5  
年目の年度で継続中のものに該当しております。

調書の2、事業概要の②の事業目的のところでございますけれども、本事業は、水際線の開放に  
よりアメニティーあふれる水辺空間を活用した親水緑地を整備するものでございまして、さらに大  
阪港港湾計画において、防災緑地として位置づけられております。災害時において耐震強化岸壁か  
ら輸送される緊急物資の一時保管場所や荷さばき地等の災害緊急対策活動に資するオープンスペ  
ースを提供しようとするものでございます。

次に、所在地でございます。別紙1の下段でございます。位置図をごらんください。

大正区西部の鶴浜埋立地の北側及び南側に当たりまして、斜線部分が対象区域となります。全体  
面積約6万4,000平方メートル、北側だけで約5万5,000平方メートルでございます。

整備内容でございますけれども、園路、植栽、オープンスペース、照明施設、便所、魚釣り開放区  
域、運動場、駐車場を予定しております。

続きまして、社会経済情勢の変化についてでございますけれども、別紙1の5ページをごらんい  
ただきたいと思います。

平成13年度に鶴浜埋立地が埋め立て竣功し、平成17年には土地利用の具体化に伴い、臨港交通施  
設、港湾環境整備施設の土地利用計画の変更、及びさらなる防災機能の充実に資するため、近隣に  
耐震岸壁を備え、大規模地震時における緊急物資の集積、配送拠点、臨時のヘリ離着陸空間の提  
供など、救援、復旧活動を担う拠点整備を行えるように港湾計画の変更を行っております。

また、平成15年に1.3万人の署名つきの要望書、平成17年には陳情書が出され、地元からの緑地  
整備について強い期待が寄せられております。

平成19年の事業開始後、平成20年にはこの地区の集客やにぎわいの核となる商業施設がオープン  
し、鶴浜地区での集客は増加しており、緑地整備の必要性は高まっております。

既に実施しました整備工事の概要でございますけれども、別紙1の3ページをごらんください。

平面図の右の部分の点線の内側におきまして平成19年度から緑地の基礎整備や転落防止策の設置

工事などを実施してまいりました。平成24年度に、今年でございますけれども、実線部分の運動場、トイレ、駐車場、園路を完成させ、平成25年度早期に供用開始をする予定でございます。

事業につきましては、調書の裏側ですね、③のところに記載してございますけれども、平成19年度から平成23年度までの既投資額は約2.6億円、総事業費につきましては約12億円でございます。

次に、事業が長期化している理由でございますけれども、調書の裏の⑤のところでございます。本市の近年の財政状況が厳しい中、平成18年度からの港湾局長マニフェストや、最近の港湾局運営方針での重点に取り組む経営課題を実施していく中で、本事業を限定的に実施していかざるを得ない状況となっております。港湾局の運営方針の概要につきましては、別紙1の11ページのほうに記載してございますけれども、本事業はその中で重点的に取り組む事業ということに位置づけられてございません。

次に、別紙1の16ページのところでございます。

事業が遅れることによる影響につきましては、防災緑地としての観点といたしましては、大阪市地域防災計画で必要とされております面積はオープンスペースとして確保できてございます。

次に、費用便益分析のところでございます。

別紙1の6ページをごらんいただきたいと思えます。

分析方法についてでございますけれども、港湾局が所管する道路や緑地などの都市基盤施設につきましては、効率的かつ効果的な維持管理及び市民サービスの向上を目指してこれまでから建設局並びにゆとりとみどり振興局による一元管理を目指した取り組みを進めております。また、大阪府、大阪市で構成する大阪府市統合本部で、港湾事業は新港務局を設立し、府市の港湾管理者を統合する基本的な方向性が示されております。この中で、緑地を含む都市基盤施設等につきましては、引き続き地方公共団体が担う事務として市の各部局などで効率的な執行体制のもと実施するという事としております。

このような状況の中、今回の費用便益比の算出に当たりましては、都市公園で採用しております「大規模公園費用対効果分析手法マニュアル」に基づき費用便益費を求めることといたしました。

また、別紙1の7ページ、8ページをごらんいただきたいと思えます。

7ページには港湾のマニュアルによる効果項目、8ページには公園のマニュアルによります利用価値を記載してございます。

同じく8ページの下には、両マニュアルの類似項目を比較しておりますけれども、計測できる価値に差はないと考えております。

続きまして、12ページでございますけれども、本事業の誘致圏設定でございます。対象緑地から10キロ圏を表しますと、おおむね大阪市全域が含まれ、マニュアルには利用者の漏れが生じないように市町村単位である程度広めに設定することが必要と記載しております。設定する単位が市町村となっておりますため、大阪市全域を誘致圏と考えております。

続いて、競合公園の設定でございますけれども、そこに記載しております3つの条件を満たすもので8カ所を設定してございます。

続きまして、調書1枚目に戻っていただきまして、事業のところの②、定量的効果の具体的な内容をごらんいただきたいと思えます。

鶴浜緑地整備事業の効果項目は、直接利用価値としてリクリエーションの場の提供、心理的な潤いの提供と考えております。また、間接利用価値としては、季節感を享受できる景観の提供、災害時の救援活動の場の確保と考えております。

費用便益比は7.86となり、投資効果のある事業と考えております。

次に、調書裏側の⑦になりますけども、事業実現の見通しのところでございます。

港湾局運営方針での重点的に取り組む主な経営課題を実施していく中で、限定的な実施ではございますけども、鶴浜地区の開発が進む中、本緑地も同地区の必要なインフラの1つとして整備するものであり、市民の憩いの場として潤いのある空間形成を図るためには必要不可欠な施設でございます。

別紙1の13ページに、今後のスケジュールも記載させていただいておりますが、平成36年度完成を目途として継続して実施してまいりたいと考えております。

次に、調書の最後の部分の対応方針でございます。

地元住民からの署名や陳情書が出されるなど、期待が高い施設であること、鶴浜地区の環境改善や交流機会の増加に寄与すること、また、大阪港港湾計画における防災緑地としても大規模地震時には速やかな支援、復旧活動の空間として機能する場所として期待できることから、緑地整備の中でも優先的に整備していくべきものと考えております。

しかしながら、本市の財政状況が厳しい中で、当面は限定的な実施とならざるを得ない状況となっておりますことから、事業継続Cとしております。今後も引き続き事業費の削減などの検討を行い、周辺の開発状況も考慮し、事業費の確保に努力してまいりたいと考えております。

鶴浜緑地整備事業は以上でございます。

続きまして、南港南ふ頭緑地整備事業につきましてご説明させていただきます。

まず、再評価理由につきましては、調書に記載してございますように、事業開始年度から起算して5年目の年度で継続中のものに該当しております。

続きまして、調書の2の事業概要の②の事業目的のところでございますけれども、本事業は、需要が低下した旧大阪南港海水遊泳場の立地特性を生かして、市民、NPO、学識経験者、行政と協働して海辺ゾーンの体験型学習施設として整備しようとするものでございます。また、大阪港臨海部及び内陸部に現在する既存の環境学習施設と連携した多様な環境学習活動の展開を目指しております。

次に、所在地でございます。別紙1の2ページにございます位置図をごらんいただきたいと思います。

住之江区南港南ふ頭の西側に当たりまして、斜線部分が対象区域となります。全体面積約2万3,000平方メートルでございます。

整備内容といたしまして、干潟、ヨシ原、砂浜、植栽等を予定しております。また、草地広場や管理棟は再利用を図り、経費節減に努めております。

続きまして、社会経済情勢の変化でございます。別紙1の5ページをごらんいただきたいと思います。

本緑地を計画しております区域は、大阪の海水遊泳場として多くの市民に利用されてまいりました。しかしながら、ここに記載してございますように、市民ニーズや機械設備の機器更新の困難さなどの関係から遊泳場の機能は廃止となりました。本事業は、この遊泳場施設を有効に活用して、干潟、砂浜などを整備し、環境をテーマにした海辺の体験型学習の場として機能更新を図ることで平成20年度から事業に着手しております。

既に実施しました整備工事の概要でございますが、別紙1の3ページをごらんいただきたいと思います。

箇所的には平面図の中央部分、少し塗りつぶした形になっておりますが、この部分におきまして平成20年度から22年度にかけまして干潟やヨシ原の整備工事を実施してまいりました。その間、学識経験者を含め、本施設の活用方法の開発や海生物や植物などのモニタリングを行い、事業費につきましては、調書の裏側、③のところに記載してございますけれども、平成24年度までに既投資額は約3,000万円でございます、総事業費につきましては1.6億円でございます。

次に、事業が長期化している理由でございますが、調書の裏側の⑤のところに記載しております。本市の近年の財政状況が厳しい中、平成18年度からの港湾局長マニフェストや最近の港湾局運営方針での重点的に取り組むべき課題を実施していく中で、同じ緑地の中でも選択と集中を検討し、防災緑地を優先して整備しておりますことから、他の重点事業を優先せざるを得ない状況となりまして、平成23年度から当面の間、事業休止としております。

次に、別紙1の16ページになりますが、事業が遅れることによる影響につきましては、事業整備が完成しないことにより、当然ながら本事業については完成できないということになります。

次に、調書表の③、費用便益分析のところでございます。

前述の鶴浜緑地整備事業と同様に、「大規模公園費用対効果分析手法マニュアル」に従いまして計算を行っております。別紙1の12ページになりますが、本事業の誘致圏の設定につきましては、海辺の体験型学習、環境学習の場として大阪市内で特色のある自然環境保全の重要性等の情報発信の施設であることから、大阪市全域を誘致圏と考えております。

調書1枚目に戻っていただきまして、中央にあります②の定量的効果の具体的な内容のところでございます。

南ふ頭緑地整備事業の効果項目は、直接利用価値といたしまして、レクリエーションの場の提供、心理的な潤いの提供及び教育の場の提供と考えております。また、間接利用価値といたしましては、季節感を享受できる景観提供、動植物の生息・生育環境の保存と考えております。

費用便益比につきましては、7.05となりまして、投資効果のある事業と考えております。

次に、事業の実現の見通しでございます。調書では裏のほうの⑦のところになります。

港湾局運営方針での重点的に取り組む主な経営課題を実施していく中で、本事業は当面の間事業休止としておりますが、土地利用計画や事業手法の見直しを視野に入れた検討を行い、取り巻く環境や財政状況も勘案しながら再開を目指してまいりたいと考えております。

次に、調書、最後の部分になります対応方針につきましては、自然環境保全の重要性等に係る情報発信の場の整備である本事業の必要性は変わらないものと認識しておりますけれども、本市の財政状況が厳しい中で当面は事業休止をせざるを得ない状況でございますので、事業休止（D）としております。

説明は以上でございます。

#### [港湾局所管2事業にかかる質疑]

(塚口座長) ありがとうございます。

それでは、質疑を行いたいと思いますが、まず、最初の鶴浜緑地整備事業につきまして、ご質問がございましたらと思いますけれども。はい、どうぞ。

(水谷委員) ご説明ありがとうございます。最初のほうの結論のところ、限定的な実施というのが結論されたと思うんですが、対応方針の原案7というところで書かれている内容を讀ませて



いただきますと、重点的な港湾としてやることというのがこの後半の物流を支える拠点港湾の形成というふうなことと国際協力の強化という基本方針がそれであるので、この事業に関しては、必要性はわかるんだけども限定的になるという結論を出されたと思うんですね。

ところが、その次のところは休止になっているわけですよね。そうすると、Cにされている理由というのが、どうしてCとDというところの理由がちょっとよくわからないところがあるんですね。例えば、重点的に予算が決められているものに関しては、そこに資源を集中しないといけないからA、Bになることはわかるんですけども、多少そういう小さなお金を細々とやるよりも重点のほうに投資を先にやって、そちらのほうの完成を急ぐようにならなかった理由というのが、なぜそういうふうなCという形で進めるのか、ちょっと、何をもってCにされたのかという理由をもう少しわかりやすく説明していただけないかなと思います。

(塚口座長) 済みません。最初に鶴浜緑地に限定してというふうに申し上げましたが、水谷委員からのご質問は、もう1つの南港南ふ頭緑地整備事業、両方対象にしていきましたほうがいいわけでございますので、CとDの差と申しましょうか、そういうところをご説明ください。

(植村緑地管理担当課長) 鶴浜緑地という事業でございますけども、ここの緑地と南ふ頭の違いは、鶴浜緑地のほうが、防災緑地としての整備も望まれているというところが大きく違っております。それで、我々も緑地整備の中で優先順位をつけるとすれば、防災緑地を優先すべきというぐあいに考えております。

それと、あと、整備のタイミングなんですけども、周辺開発状況にあわせて整備していくのが一番効率的ではないかと。先導する場合がありますが、基本的には周りの開発状況を見ながら、それにあわせた形で整備をしてまいりたいと考えております。

鶴浜緑地につきましては、今後のスケジュールのところ、別紙1の13のところ、今後のスケジュールを記載しておりますが、防災緑地としての優先度は高いですが、先ほども申しましたように、港湾局の運営方針の中では重点項目に位置づけされておらず、なかなか予算の確保が難しい状況です。今後のスケジュールにつきましても段階的に部分供用を開始していくという考えをしております。全体の完成というのには平成36年ぐらいまでかかってしまうというふうなところもございまして、集中して予算を確保するというよりは、周りの開発状況を見ながらやっていきたいと思っております。

次に、南ふ頭緑地につきましては、そういう意味で申し上げますと防災緑地という位置づけはございません。環境問題の重要性等は認識しておりますが、緊急性が少し乏しいというぐあいに我々としては考えておまして、こちらのほうは鶴浜緑地よりは少し下というふうなことで考えておまして、Cよりは厳しいということでDとさせていただきます。

(塚口座長) いかがでしょうか。

(水谷委員) 1点だけ。私の理解でいくと、CとD、1番目の説明と2番目のほうの大きな違いというのが防災的なのが1に入ると。集中的な投資をする、ある1つの限ったところにやるよりは、1番目の説明のところでは全体の完成は長くなるけども、一部分資本を投下すれば部分的に供用ができることがあるので、それを実施していくということでCにされたという理解でよろしいんですか。

(植村緑地管理担当課長) そのとおりでございます。

(水谷委員) ありがとうございます。

(塚口座長) ほかにご質問。

(角野委員) 鶴浜のほうですけども、別紙4ページの航空写真で、IKEAが建っているところと今回の対象の鶴浜緑地の間の更地は、今後どのように事業が動くスケジュールになっているのか。それから、東側になりますか、IKEAと臨海の北東側のやつですね、先ほど周辺の整備状況にあわせるというような話でしたので、ちょっとその辺の情報を教えてください。

(松井開発調整担当課長) 開発調整担当課長の松井でございます。

このIKEAの北側の部分なんですけども、ここは約5ヘクタールの土地でございます。このエリアというのは、基本的には商業施設を呼んできたいということで誘致をかけておるわけですけども、ちょっとまだ現段階では誘致に至っていないということで、これにつきましては引き続きここに利用者を誘致すべく進めているところでございます。

その東側のエリアでございますけども、ここは交通局の車庫用地、7号線が、鶴浜まで延伸する計画がありますので、その車庫用地として一部は既に交通局に所管は移っているんですけども、一部はまだ港湾が持ったままで、今暫定的に活用しているという状況でございます。将来的には交通局用地となる予定になっています。

(角野委員) ちょっと確認したかったのは、防災緑地としてのニーズは、どの時点で非常に高まっているのかということを確認したかったんですが、商業施設の誘致のスケジュール、もちろん今誘致ということを考え中なわけですけども、その見込み、一刻も早く誘致をしたいということであれば、当然防災緑地としてのニーズもあるかと思うので、あろうとは思いますが、この防災緑地の、どれぐらいの圏域を想定した防災緑地なのかということも含めて教えてください。

(丸山計画担当課長) 計画担当課長の丸山でございます。

防災緑地につきまして、基本的に大阪市全域をベースに考えております。ここの鶴浜岸壁が資料のシート番号で言いますと17番のところに位置図が出てございますけども、この岸壁が耐震強化岸壁になってございますので、ここで荷揚げされた緊急物資等の一時保管や、あるいは、臨時のヘリポートなんかのスペースとしてこの緑地を利用するというところで、圏域としては大阪市全域を考えております。

(角野委員) わかりました。

(塚口座長) ほかにいかがでしょうか。両事業ですね、鶴浜と、それから南ふ頭緑地、両方に対するご質問をいただければと思いますけれども。

(角野委員) 南ふ頭緑地のほうですけども、Dということになった場合、当分の間、その場所はどのように管理されることになるのでしょうか。

(植村緑地管理担当課長) 現在整備中ということでございまして、一般には供用しておりません。従ってフェンスで囲った形になっております。

(塚口座長) ほかにいかがでしょうか。

そしたら、私、ほんとうに簡単なところをちょっとお聞きしたいと思っておりますけども、鶴浜緑地のほうなんですけども、資料の18ページに事業費の推移が記載されておりますけれども、かなり多い年と少ない年がございますが、これは何か理由はございますか。要するに、Cとして今後少しずつではあるけれども前へ進めていくということなんですけど、事業費というのはかなり凹凸がございますけども、そのあたりはどういう理由からなのでしょうか。

(植村緑地管理担当課長) これは、各年度におきまして整備する事業の中身によりまして事業費が上下しております。例えば19年度でございましたら、設計業務をやっていると。20年度でしたら設計業務と基盤整備をやっておりますということで、それぞれの工事の種類によりまして上下して

おるといことでございまして、特に予算の確保の困難さから来ているということではございません。

(塚口座長) わかりました。ほかに。

どうぞ、お願いします。

(松島委員) 今回の事業費に関連してもう1点だけなんですけど、ご説明の中で、たしか限定的に供用予定が25年度、グラウンド地区というのがあったと思うんですけども、そうすると、次年度にある一定の予算をかけないと供用できないかと思うんですけど、残りというのは25年度の見込みとしてはどのぐらいの予算をかけるとこれが限定的に供用できるというふうにお考えでしょうか。

(植村緑地管理担当課長) グラウンドと駐車場のところでございますが、実線で囲まれた部分につきましては24年度の工事で完成します。ということで、25年度早々にオープンさせていきたいと思っております。

#### ◇ ゆとりとみどり振興局所管 2事業（御幣島中央公園事業・大和川公園事業）

(塚口座長) ほかにいかがでございましょうか。

それでは、ご質問が出尽くしたようでございますので、港湾局所管の2事業についての質疑応答を終了したいと思います。

港湾局の皆さん、どうもありがとうございました。ご退出していただいて結構でございます。

それでは、次に、ゆとりとみどり振興局所管事業についての説明及び質疑応答に移りたいと思いますので、ゆとりとみどり振興局の皆様方、どうぞご着席ください。

それでは、ゆとりとみどり振興局所管、御幣島中央公園事業及び大和川公園事業の説明をお願いしたいと思います。説明は要領よく、簡潔にお願いしたいと思います。およそ15分程度でお願いできたらと思いますので、よろしく申し上げます。

(上田緑化推進部長) ゆとりとみどり振興局緑化推進部の上田でございます。

当局では大変厳しい財政状況でございますけども、都市公園や大阪の豊かな都市環境を創出するなどを行っていることと、それから、ヒートアイランド現象の緩和など、都市環境の改善ですとか、市民のコミュニケーション、あるいは心身の健康増進の場と災害時の避難場所になるということで重要な役割を果たすオープンスペースとして市民の皆様にご利用いただくため鋭意事業に取り組んでいるところでございます。今年度はご案内のとおり、御幣島中央公園と大和川公園につきまして再評価の対象となっております。このあと、担当課長よりご説明させていただきますので、ご審議のほう、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

(久村計画課長) 計画課長の久村と申します。

それでは、御幣島中央公園のほうからご説明をさせていただきます。

調書7のほうをごらんいただけますでしょうか。

まず、上のほうにございます再評価理由でございますが、前回の事業再評価から5年間の経過を経て、経過後の年度で継続中のものということでございます。

事業の概要でございますが、所在地は西淀川区御幣島4丁目地内ということでございまして、めくっていただきまして別紙1、ちょっと部分的な図面で恐縮でございますが、西淀川区の神崎川沿いの神崎川左岸にございます。

戻りまして事業内容でございますが、都市公園の種類といたしましては、住区基幹公園、地域に

身近な中小公園の中の近隣公園という種別に該当しております。都市計画決定面積が2.3ヘクタールでございます、事業認可区域が同じく2.3ヘクタールでございます。

続きまして、先に現在の進捗状況等をご説明させていただきます。調書の裏面に、上のほうの事業実現見通しの視点の事業費、進捗率等のあたりをごらんいただけますでしょうか。

既に2.3ヘクタール、全体の用地取得を済ませておりますが、上物の公園整備の進捗率、公園整備率はゼロ%となっております。このように、公園としましては未整備、未対策の状況でございますが、4の⑤にありますように、既に地域のコミュニティ広場として暫定的な利活用が図れているという実態がございます。手続上は使用許可という形でグラウンド等に使っていただいております、既に多くの方々にご利用いただいているような実態になっております。

戻りまして、表面のほうで恐縮です。3の事業の必要性の視点のあたりでございます。

①の社会経済情勢等の変化でございます。2つ目のところなんですけれども、本市の公園事業費は非常に大きく減少しております、事業採択時の平成10年当時に比べ約1割になっております。ちょっと資料が次々飛んで恐縮でございますが、別紙1の3ページをごらんいただけますでしょうか。

今申しましたような事業採択時、平成10年と現在の状況が四角囲みで比較させていただいております。一番下の公園事業費のところ、平成10年当時275億から、現在26億円ということで10分の1以下に減少しているというような現状がございます。

再び調書の7の表面のほうに戻らせていただきます。3の事業の必要性の費用便益分析のところでございます。費用便益分析につきましては、2.55という数値になっております。また、⑤の事業の必要性の評価でございますが、先ほど申しましたように現在グラウンド等に暫定使用している状況がありますが、公園整備を進めていくことでレクリエーション空間の提供や都市防災のさらなる向上など、市民に対してさまざまな効果を提供できることもあり、公園事業を実施していく必要があると考えております。

次に、事業の実現の見通しの視点でございます。また、別紙のほうに飛ばさせていただきます。恐縮です。4ページに、本公園事業の進捗状況、今後の見通しを図示させていただいております。先ほど申しましたように、既に用地取得を完了しております。今後につきましては財政状況も厳しい状況にはございますが、施設の整備水準を検討しながら公園施設整備に係る予算確保に努めてまいりたいと考えております。

以上のようなことから、調書裏面の一番最後のところ、対応方針でございます。本市では公園面積が他都市と比べましても非常に少ないというような現状がまずございます。また、本事業につきましては、何回も繰り返しになりますが用地取得済みであり、現状も広場空間となっております。防災効果は一定認められるとともに、暫定活用ということもございますが、地域住民にも利活用されている実態もありますし、事業遅延の影響も比較的少ないと考えられますようなことから、限られた予算の中で整備水準を検討し、事業実施をしてまいりたいと考えております。したがって、対応方針では評価分類を事業継続のCとさせていただいております。

御幣島中央公園事業につきましては、以上でございます。

続きまして、大和川公園のほうへ続けさせていただいたほうがよろしいでしょうか。

(塚口座長) どうぞ。

(久村計画課長) それでは、調書8のほうでございます。大和川公園事業につきましてご説明させていただきます。

本事業の概要ですが、再評価理由は先ほどと同じで、事業再評価の年度から5年間が経過後の年

度で継続中のものがございます。

事業概要につきましては、本公園につきましては別紙1の2ページの下の図を、位置図をごらんいただけますでしょうか。

少しわかりにくい図で恐縮でございますが、本市の一番南側にあります堺市との境界沿いがございます大和川沿いの右岸になります。43.8ヘクタールの都市計画決定をしております大和川公園のうち、4カ所の事業認可区域を事業再評価の対象にさせていただいております。

戻りまして、調書の1ページのほうの事業概要のところをごらんいただけますでしょうか。

大和川公園は、大和川沿いの良好な河川景観を生かして、緑の少ない本市にありまして潤いのある都市景観の形成に寄与するとともに、周辺住民のスポーツ、レクリエーションや地域コミュニティ活動の場、災害の避難場所としての機能を有する公園となっております。公園の所在地は、先ほど申したところでございます。

続きまして、ちょっと飛んで恐縮ですが、別紙の3ページをごらんいただけますでしょうか。

先ほどと同じような社会経済情勢等の変化を事業開始時の平成4年度と平成24年度と比較させていただいております。同じように、一番下のところでございます、公園事業費が235億円から26億円ということで、こちらのほうも10分の1程度に大幅に減少しております。

また調書のほうに戻らせていただいております。調書の表面の3の事業の必要性の視点でございます。

③の費用便益のところでございます。3.04となっております、投資効果はある事業というふうと考えております。

また、調書の裏面の事業の実現の見通しの視点でございます。事業費ベースで95.7%の進捗率となっております。本事業が長期化しております理由としましては、調書4の⑤のところでございますが、厳しい財政状況の中で新たな用地買収、施設の整備がなかなか困難な状況になっているところでございます。

事業がおくれることの影響につきましては、潤いある都市景観や防災機能の発現がおくれることでございますが、調書の5の事業の優先度の視点の評価に示しましたように、市民サービスとしまして4カ所のうち3カ所につきましては、全体面積の7割に該当する部分を既に公園として開設しております、残る1カ所につきましても公園としては未整備でございますが、先ほどと同じように広場として地域住民の方に暫定的に利用していただいているところもございまして、公園的な機能は一定発現しているのではないかと考えております、本事業の遅延による影響は比較的少ないものではないかと考えております。

以上のような状況でございますが、今後も引き続き必要となる事業費の確保に努めるとともに、着実な事業実施を進めていきたいと考えております。

このようなことから、調書の対応方針、一番最後のところでございますが、先ほどと同じような表現にさせていただいておりますが、事業継続のCということにさせていただいております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

[ゆとりとみどり振興局所管2事業にかかる質疑]

(塚口座長) ありがとうございます。

それでは、この2つの事業ですね、似ている整備でございますので、同時に議論をさせていただ

きたいと思います。ご質問、ご意見がございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。どうぞ。

(高瀬委員) 特に御幣島のほうなんですけれども、2ページ目の予算の事業費のところを見ますと、19年3月時点と24年4月時点、数字が変わっていませんが、大和川のほうは若干変わっているので、用地買収率の関係でまだ少し事業の必要性があるようには思えます。お聞きしたかったのは、特に御幣島のほうですとグラウンド等に利用されていて、公園の整備の必要性というのは大阪全体で必要性があるということは否定はいたしませんけれども、一定限度グラウンド等に、緑が整備されているかどうかはともかくとしてグラウンド等に使用されているわけですので、今この時点で、縮小したとはいえ予算をかけて公園整備をする必要性がどの程度あるのかどうかということと、そのためにこれからの予算をどう使っていくのかどうかということ、具体的に何か考えておられた上で評価を考えておられるのかどうかということです。つまり、大和川のほうと御幣島のほうはよく似てはいますが、御幣島のほうは特に何かお金をかけて事業をする必要性があるのかと思います。グラウンドを使われているから空間としては実際市民が使っておられるので、小さな予算ですが、その点が少し疑問に思います。休止とまでは言わないんですけど、必要性がちょっとよくわからないなということが、意見になるのか感想になるのかわからないんですが、ちょっと教えていただきたいと思います。

(久村計画課長) 確かに具体的な年度としまして、御幣島のほうも何年度にこういう形で計画していくということがご提示できておりませんので、ご質問の内容も確かにおっしゃるとおりのところもございませぬけれども、私のほうとしましては、各年度、これはその時点での優先度とか、それから予算の状況ですね。どうしても局内でもいろんな予算の調整がございませぬので、公園の新設、拡張に回せる年度と回せないような年度がございまして、こちらのほうの整備につきましては、一定額は確かに必要なんですけども、いわゆる巨額でもございませぬので、チャンスがあれば私ども何とか整備できるというふうなことを考えておりますので、やはり暫定利用よりもちゃんと公園として整備させていただくほうがより望ましいと考えておりますので、事業としましては何とか継続にさせていただいて、この期間をとらえて整備できればと考えておる次第でございませぬ。ちょっと説明になっていないので申しわけございませぬが。

(塚口座長) いかがでしょうか。

(高瀬委員) 承りました。

(塚口座長) 市民、あるいは周辺住民の皆さん、グラウンドとしてかなり頻繁に利用されていますか。要するに、それがかなり定着した利用であれば、そこにまた緑を増やすということ、もちろん緑を増やすということは必要なんですけども、地元での活用方法ですね、そのあたりも再検討する必要もあるかと思うんですけども、定着はしているんですか。

(久村計画課長) どうしても広場中心の、施設をあまりつくり込みはできておりませんので、いわゆる土の広っぱ、原っぱというような状況ですので、球技であったり、レクリエーションであったりという形では使われておりますが、本来であれば総合的に遊具であったり、休息施設であったり、いろんな施設を整備したような公園にできれば、より利用率も上がるんじゃないかなというふうには考えてございませぬ。

(塚口座長) 最終的にはグラウンドがなくなると。

(久村計画課長) いえいえ。一応2.3ヘクタールの近隣公園ですからかなりの広場は確保できるし、確保すべきだと考えておりますが、ただ、できるだけ多様なニーズにこたえていきたいと思っております。

ので、遊具のコーナーであったり、休息できるようなコーナーであったり、広場の確保をしながらというふうに考えております。

(塚口座長) ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

(松島委員) 趣旨はよくわかったつもりではあるんですが、とはいいいましても、調書7の別紙1の4ページを見ていますと、そういう意思はずっとお持ちなんでしょうけども、実質的には予算が10年以上ついていないという状況なわけですよ。なので、今回、またこれ、Cということで努力をされるというのももちろん1つの手なんですけど、先ほどから話が出ているように、仮に暫定的なものを1つのゴールといいますか、そこである程度で区切りをつけるという、そうすることでほかの公園をまた整備ができる可能性もあるという考え方もあるかとは思いますが、Dという判断が、先ほど定義によると複数年予算をつけないということになっていまして、実質的に、実はこの状態はそれに当たっているというふうにも見えるんですけども、むしろ、例えば積極的にこれを完成させたいというのであれば、もう少しランクを上げてでも意義を主張していただいて重点的に投資をしていただくというほうがいいかとも思うんですけども、その辺のお考えはいかがでしょうか。

(久村計画課長) 確かに私ども、できればBにしたいんですけども、現状を見ますと、ほかの公園もございまして、このクラスの公園が一番難しいところもございまして、うまくすれば投資できるというか、予算を充てられる年と、なかなか充てられないところもございまして、確かに一定使っているという条件に、逆に私どもも甘えているところもありまして、まあ待てるかなというような形になってしまっているところも課題かなと思っております。

ただ、繰り返しになりますけども、やはり本来の形の公園にはできるだけ早い時点で整備したいというふうには思っておりますので、何とか私どもとしては事業計画もしという形で、機会があれば来年度というのは予算があればなんですけども、確保できれば部分的な整備でも続いていければと考えておる次第でございます。

(塚口座長) どうぞ。

(水谷委員) 私もこれ、聞いていまして、ほかの委員と全く同じ意見で、最後まで完成させる公園という目標が事業を実施されているところではわかるんですが、ニーズとして既に、見た感じでリクリエーションとか球技でいろいろやられている広場としてやっていくんだったらこれで十分じゃないかなというふうに、現状ですね。もし先ほど言われるような遊具とか、いわゆる公園として必要なものが、整備したいというのが、ここの地元のほうからここまで強くやってほしいというような要望が出ているんでしょうか。それがもしないんだったら、事業の実施のところの予算の消化を見ていても進展がないんだから、ここで1つ区切りをつけるというような方法で、内容を見直すということも含めて考えるというのも1つじゃないかなと思うんですけど。そうしないと、このままずるずる行くと、また5年後でこれが一体何になっているのかというふうな、逆に否定的にとられてしまうような懸念もありますよね。そうではなくて、市民の人にこうやって利用されているんだたらそれなりの部分は十分に機能はしているんだから見直す、見直すというのは内容をちょっと見直すことも含めて考えられることも1つの方向じゃないかなという気も。

(角野委員) この2つの公園なんですけど、実は全然似ていなくて、1つは近隣対応、1つは大和川の広域ということで、そもそも判断の基準を変えるべきだと思うんですけど、我々としても。資料2に一覧があるんですけども、今日の資料の一覧がありまして、この7番と8番の所管局の考え

方を見ていると全く同じことが書いてあるわけで、そもそもその辺の考え方というか、認識についてもう少ししっかり持っていただいたほうがいいのかなという気がします。

それで、繰り返しというか、近隣型の御幣島のほうは、まさに利用圏の住民たちが実際にどのようにここに対してニーズを持っておられて、そして、現実どう使われていて、今後どうしたいという、そういう希望をちゃんとお持ちなのかということが少なくとも近隣の皆様のほうにはしっかり確認する必要があると思うんですね。

大和川のほうは一応面積も増えるし、位置づけでは広域だし、全域というような考えになっているので、逆にこちらのほうは特定の近隣の住民だけの意見で判断すべきことではないと思いますけれども、この7番、御幣島については少し確認の必要があるのかなという気がしました。

(上田緑化推進部長) 済みません。今いろいろご意見をちょうだいしている中で、御幣島公園についてどうするんだという、非常に判断が正直難しい部分がございますけれども、やはり我々としたしましては一時避難所になっているということで、そういった場所に対する最低限のインフラ整備が実はまだできていないという部分がございます。そんな中で地元のほうがグラウンド使用されているということがあるので、我々公園管理者としては最低限のインフラ整備だけでもやって、公園としてオープンしてしまいたいというのが本音のところでございます。先ほど遊具の話もございましたけれども、地元のほうからはやっぱり、地元が使われている中で境界部分のブロックがつぶれてきているので直してほしいとか、あるいは、もうちょっと子どもが遊べるようにしてほしいとかいう要望はあるんですね。それが今現状できていないので、今申し上げましたような最低限のインフラ整備だけでもやってしまって、従前の公園整備はとてじゃないですけども、財政上厳しいので追いつかないという状況はあるんですが、そういった形で整備をしてオープンしてしまいたい。そういうことで、細々とはなるんですが継続していきたいという気持ちで今回Cということにさせていただきたいと思います。

(角野委員) もう1つの、両公園の扱い方は同じでいいのかと。私、先ほどよく似ていますよと申し上げたのは、最後に所管局の考え方というのが全く同じでございましたので、そういう意味で申し上げたんですけど、同じような扱いをされているんですか。それとも、当然のことながら性格はかなり変わったところを持っている公園ですから、それぞれ別に、別途検討した、その結果としてこういうふうなまとめ方になったのか、そのあたり、今の質問に対してどうなんでしょうか。

(上田緑化推進部長) 先ほど角野先生からお話ございましたように、大和川公園は総合公園ということで、都市計画決定が打たれておりまして、この中の4つの部分は事業認可をとって整備ができるだろうということで今までやってきており、個々をとらえまして、近隣公園クラス、あるいは地区公園クラスということで、御幣島とある意味似通った部分も出てくることはあるんですね。そういった意味で、浅香中央公園というのは面積が3ヘクタールぐらいでして、近隣公園、地区公園規模のクラスになっている。単体でとらえましてはですけど。そういった意味では地域の方々が非常に利用されやすい、あるいはここも避難場所になっておりますので、そういった形の扱いをしていかないかということになります。全体ができ上がってきますと、総合公園として、先ほど先生がおっしゃいましたように、市域全体での総合公園ですから、そういった意味の機能を発揮するようなとらえ方をしないかということになります。全体でき上がると、総合公園として、先ほど先生がおっしゃいましたように、市域全体での総合公園ですから、そういった意味の機能を発揮するようなとらえ方をしないかということになります。全体でき上がると、総合公園として、先ほど先生がおっしゃいましたように、市域全体での総合公園ですから、そういった意味の機能を発揮するようなとらえ方をしないかということになります。

都計の考えとかでいきますと、当然総合公園と近隣公園で意味は違うんですが、今、全体ができ上がっていないものから、どうしてもそういう形をとらえてしまうということがございます。



(塚口座長) どうぞ。

(加茂委員) 今ご説明いただいたような事情がわかるような調書の書き方をしているのか、とりあえず災害時の避難場所として最低限のインフラ整備をとにかく優先したいというのは、所管局の考え方にぜひとも書かなきゃいけなかったんじゃないかなという気がちょっと。全く同じ文章になっているので、何かどう判断するのかというのがこちらよりどころが難しい部分があるんですが、今のようなお考えのほうを書いていただくとわかりやすかったような気がします。

(久村計画課長) 申しわけございません。少し表現、変えさせていただきたいと思います。最後の対応方針につきましても、若干近隣公園と都市計画上の総合公園の位置づけの違いということも押さえました上で、少し整理させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(塚口座長) いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

(松島委員) 大和川公園のほうでございますが、先ほどご説明いただいたように4カ所に分かれていますので、これ、資料を見させていただくと、そのうち2カ所が用地取得済みで、もう1カ所、4のところもほぼ見込みが立っているという状況で、3はちょっと難航しているというようなことだったと思うんですけど、仮にこれ、事業継続Cとなって予算がついたとすると、これはどこに向けてられるのか。もちろん用地取得は引き続き努力をしていただいた上で取得ができるかどうかは不確定なところがあると思うんですが、先ほどの話と同じように、上物というのをつけられようとするのか、それとも、御幣島のところでありましたように、最低限の施設を整備した上で、ここもグラウンドで確か使用されているというふうな話を伺っていましたので、そういう暫定といいますか、最低限のものをやった上で、最低限の確保をするということに向けてられるのかということをお教えいただけますか。

(久村計画課長) 今、全体的な、私ども公園事業としまして。以前財政的にもう少しゆとりがあったころから比べますと、極めてコスト縮減とか、整備内容につきましてもまた精査させていただいております。こういった一定のまとまりのある広い公園ですと、広場を中心にしながら、できるだけシンプルな形をしながら事業費の圧縮も図りながら整備を進めていきたいというふうにお考えしております。

用地取得につきましては、現在非常に大阪市内ですと金額が大きくなりますので、原則、今用地取得は一旦止まっているような状況でございます。

(松島委員) そうしますと、ご判断としては、先ほど御幣島のときにごございましたように、最低限のものを整備した上で暫定的にでもオープンできる場所はオープンしたいというお考えかどうかということよろしいですか。

(久村計画課長) そうです。できるだけそういう考えで今進めております。全体的なところでございます。

(塚口座長) いかがでしょうか。

どうぞ。

(高瀬委員) 御幣島のほうなんですけれども、最低限のインフラ整備ということの必要性というのはご説明いただいてわかりました。そういう大きな公園ということではなくて、境界線とかブロックとか、そういう最低限のインフラというのは必要最小限度で必要だと思いますが、そうしますと、調書のところの2ページ目のところの予算の執行状況を見ますと、平成19年とか、少し前からそうかもしれないんですけども、全く予算執行ができなかった理由というのは何になるんです

ようか。

(久村計画課長) 19年から今回の間ということですか。

(高瀬委員) そういうインフラの整備って必要だと思うんですね。大きなことは難しくても。そうすると、全く予算の執行がなかったのかどうか、この表からは少しそういうふうに取り出せるんですけど、そうしますと、これからも予算が必要だと言いながら予算を執行しないでいけるのか。その点を説明していただけますか。

(久村計画課長) この間、私ども大阪市内で市役所の近くの中之島公園なんか京阪中之島新線の開通にあわせて中之島公園の再整備という大きな事業を進めてきたこともございまして、こちらのほうの事業が19年のころに計画していたような事業費を投入できなかったというようなことも1点あるのかなと考えております。

ここにつきましては、事業費、今回、できるだけシンプルなことと考えておりますので、全体事業費につきましても再考すべきかなというふうにちょっと考えております。

(塚口座長) そういうお答えでよろしいですか。

(高瀬委員) はい。ありがとうございます。

(塚口座長) 私、1つ、ささいなことではございますが、お聞きいたします。

公園事業における費用対効果、なかなか難しいものだと思うんですけど、資料2を見ますと、御幣島の公園のほうは2.3ヘクタールですね。大和川公園のほうは、今回の再評価の対象として6.7ヘクタールと考えてよろしいですね。B/Cを求めるときのマニュアルが、大規模公園と小規模公園に分かれているんですが、どこでお分けになったのかなと思うんですね。

といいますのは、港湾局がつくられた資料に載っておりますけれども、港湾緑地整備のほうですね。南ふ頭。2.3ヘクタールで大規模のマニュアルを使っているというようにところで、大規模のマニュアルと小規模のマニュアルを使うことによってどういった差が出てくるのでしょうか。わかるんだしたらお教えてください。

(久村計画課長) ちょっと細かいところは申しわけないんですけど、あれなんです、先ほど申しました公園の種別で、近隣公園という種別に御幣島中央公園が入っております、そちらが住区基幹公園と都市基幹公園というような、地域レベルの公園と都市レベルの公園というふうに大きく分かれておりますが、小規模のマニュアルのほうは住区基幹公園を対象に私どもとしましては設定をさせていただいたところです。

(塚口座長) ということは、面積ではないということですね。機能を……。

(久村計画課長) いえ。当然住区基幹公園は都市基幹公園よりも面積が小さいという前提がございしますが。

(塚口座長) この面積でもという、ちょっと違和感がありませんか。

(久村計画課長) その辺のところはそうですね。

(塚口座長) ですから、今回は、御幣島のほうは小規模で、大和川のほうは大規模でのマニュアルを使ったということは妥当であると。

(上田緑化推進部長) 港湾については、わからないところはあるんですけど、申しわけないんですけども、御幣島につきましては申し上げましたように、住区基幹公園の中の近隣公園ということの扱いになっていて、港湾のほうはおそらくですが、都市緑地という扱いになっているかと思えます。都市緑地というのは、先ほどの総合公園と同じようなもので、市内全域でどうかという位置づけになっております。都市緑地は大規模公園のマニュアルの中で考えていきたいと思いますということになっ

ているようでございますので、その差が面積は一緒ですけども出ているんじゃないかなというふう  
に考えられます。

(塚口座長) ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それじゃ、ご質問も出尽くしたようでございますので、ゆとりとみどり振興局のご説明並びに質  
疑はこれにて終了したいと思います。

ゆとりとみどり振興局の皆さん、どうもご苦労さまでした。

(久村計画課長) ありがとうございます。

それでは、資料のほうを修正させていただきますので。

(塚口座長) それでは、また事務局からお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

### (3) 事業再評価対象事業についての意見聴取

(塚口座長) それでは、本日2局4事業の質疑を行ったわけですけども、各事業につきまして  
各部局の事業評価等が妥当であったと思われたこと、また、妥当でないと思われた場合は、どうい  
った点が説明不足、あるいはどこに疑義があったか、こういったことを議論していきたいと思いま  
す。もちろん次回の会議で再度追加説明を求める、あるいは追加資料を提出してもらい、こうい  
うふうなことの必要性についてもご意見をいただければと思います。また、個別の事業について留意事  
項もお聞きすることになってございましたので、それについてもご発言いただければと思います。

それでは、調書5の鶴浜緑地整備事業について、自己評価はCとなっているわけですが、  
この評価等につきまして、委員の皆様方からご意見をいただきたいと思えます。いかがでしょうか。  
それと、調書6に南港南ふ頭緑地整備事業でございますけど、ここで一方がC、一方がDというよ  
うな評価になっていたということでございまして、委員の皆様方からご質問いただいたんですが、  
そこで防災緑地という位置づけであるかどうかという、その差でCかDが決定されたという、そう  
いうふうなご説明でございましたですけども、そこはよろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

(松島委員) 全体の話になってしまっていて恐縮なんですけども、5番の鶴浜緑地と今の7、8の公  
園って結構似ているかなというのは、ある程度一定の機能は必要で、そこは重点的にやらなあかん  
と。けども、それ以降の、ここに今事業評価調書に書かれている全体計画をやるかどうかについ  
てはちょっとまた別の話ですよみたいなことがあるんじゃないかなと思ひまして、そういった場合  
にここでCという判断に、座長がおっしゃるように、例えば留意事項としてそういうものをつける  
という方針でいくのか、もしくは、ちょっと書き方がよくわからないんですけども、重点的に最低  
限必要なものというのはすぐにでもやるべきだというような形でやるべきなのか。評価自体をCに  
する、Dにしてしまうと一切できないということだと思ひるのでなかなか難しいかと思ひんですけ  
ども、そういった既存の全体計画ではないけども、そのうちの一部はすぐにでもやってもらったほう  
がいいですよといったところについて、こういった形でメッセージを伝えるのがいいのかというこ  
とについて、事務局のほうになるんでしょうか、ご意見をいただければと思ひんですけども。

(塚口座長) 事務局ですか。

(松島委員) 違いますか。こういった書き方が一番。

(塚口座長) 事務局、少し見解をお願いできますか。

(椎名事業再構築担当課長) そうでございますね。確かに留意事項という形でご意見をいただくということは可能かと思えます。ただ、それは位置づけとしては暫定整備のようなことになるかもしれないので、ちょっとその事業全体の中での位置づけというのは確認してまいらないといけないかと思っております。

(塚口座長) この事業再評価委員会の役割なんですけど、これは事業自体の妥当性、ここまで踏み込んでいたか。つまり、こういうような形で事業を進めます、進めております。それについてそれでよろしいのかどうかということ判断するわけであって、事業そのものが、内容をこういうふうにして、例えば今後も続けるかどうか、そういったところも内容まで踏み込めたんですかね。そこをちょっと事務局にお聞きしたいんですけど。

(椎名事業再構築担当課長) 内容につきましては、コスト縮減を図ってその事業を進めていくような、そういうことで、今は難しいけれども事業の枠の中で進めていくことができるのであればそういうこともやってはどうかという、そういうご意見は、ご提案はいただくことはできます。

(塚口座長) このあたり、一つ一つ行くよりも全体で議論したほうがよろしいでしょうかね。バランスということもございますしね。事業自体はそれぞれ別のものですけれども、全体として見た場合、いずれにせよ、何らかの留意事項といいたいでしょうか、附帯意見といいたいでしょうか、そういうものをつけることにするのか、あるいは、次回、ゆとりとみどり振興局の場合は本日の質疑に対応した形で何がしかの補足説明が出てくるかと思えますが、その辺、どういたしましょうかね。どういような留意事項をつけるかとか、そのあたり、もし必要性があるんだしたら次回に検討させていただくということによろしいでしょうか。何か今回、そういう留意事項について原案みたいなものをつくるかといいたいでしょうか、こういう趣旨のものをつけてはどうかという、そういうものを考えましょうかね。

(松島委員) 率直な感想としては、もし今の3つの事業というのが当初の事業目的そのまままでいくとするならば、私はCというのは非常に厳しい。むしろもう1つ下げること考えるべきだと思っております。仮に事業継続をするとすると、先ほど局の方から説明がありましたように、ここまでするんだということを明示していただく必要があると思っております。そういった意味で、調書自体を今から変更というのは難しいと思っておりますので、それを補足で説明をいただくのか、何か今回別件で説明いただいた追加資料の中でそれを出していただくのかというようなことがいいんじゃないかと思えます。

(塚口座長) ほかの委員の皆様方、どうでしょうか。

(水谷委員) 今回、この事業というのは、AとかBとかCとか、事業主体の方が評価されているのは、完成の目標に対してどれだけ重要性があるかというふうなことがあって、最初のころに決めた計画に対してどうだという評価をされていると思うんですね。ただ、我々のところでその部分を聞かせていただいたときに、当初のところと大分変わっているものがあつたりして、そこまでやるのは難しいという観点があつたりして、多分厳しい評価をするようなものが出てくるんじゃないかと思うんですね。仮に、今状況を見たときに、もっとEとか、そういうふうな評価をするとすると、実際にまたもう1回スタートからやらないといけないということになると、かなり厳しい状況になるんじゃないかと思うんですね。

そこで、1つの方法として現実的な策として考えられるのは、現在の状況を考えると、当初の目標である、先ほど事務局のほうから言われたように、コスト縮減をある程度提案するように形ということになると、例えば設計変更というか、先ほどの例でいきますと、御幣島の公園の場合ですと、

最低限のインフラを目標とするところまでを重点的にやるという形で、例えばCの事業を評価するというような形になれば、継続した形だけでもゴールもある程度そこまでは認めて… コスト縮減という観点からすると最低限の機能は有するというような評価はできるというふうには思うんですね。

ですから、私の、これは最終的には座長の判断にお任せするんですが、ある程度こういう形でやったらどうかというふうなことを委員のほうから提案されたものを作って、それに対して事業の継続なりをCの形ですとか、あるいは、そこまでは必要ないとなると、Dですか、休止でというふうな形ですとか、そういう判断にはなるのではないかなというふうには思っています。

だから、これは私の個人的な意見なので、あとは皆さんの意見でどうされるかというふうに判断をするんですが、やはりかなり厳しい形にしてしまうと、せっかくやられてきているところの部分で、内容まで細かくわかっていないところでやるのはちょっとやり過ぎのところがあるんじゃないかなと思うので、現実的な案でそういう形で提案させていただきます。

(塚口座長) ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

(角野委員) 私も今のご提案に賛成、同意したいと思っております。これを見ている、例えば今の鶴浜について言うと、これを今やめてしまうということは、防災として耐震岸壁もあって、市全域のパイの中で、これがDですよということになると、これはちょっとまずいかなというのが正直思っております。これについてはですけど。

それから、他の案件についても確認していく必要はあるんだと思いますけれども、やはりDという評価は、それなりに我々も覚悟をしなければいけないので、もう少し内容までを含んで修正の余地を任せながら我々として判断すべきだと思います。

(塚口座長) 他の委員の皆さん、いかがですか。

加茂委員、いかがでしょうか。

(加茂委員) 私もそういうふうに思います。冒頭におっしゃった、多分計画概要についての変更にあたって、できなかったんじゃないかなというふうに記憶して。

(塚口座長) 大きな計画概要ですね。

(加茂委員) そうなんです。そうすると、やはり附帯意見を工夫するのが妥当じゃないかなと思います。ただ、ちょっとお伺いするだけでさっきの意見みたいにいろんな現場の注文があるわけですよ。そういうことをここのメンバーはすべてを知り得ない状況もありますので、あまり簡単にだめというふうに言うのはなかなか難しい部分があるのと、附帯意見につきましてもかなり慎重になってしまうというか、なので、そういうことが全部表現できる調書になっているのが一番いいんですけども、必ずしもそうならないことが今までもかなり多いので、そういう意味では委員会でありながら全答申になってしまうのも何かむなしい気がいたしますけれども、そこはやはり附帯意見を工夫するというのが妥当なところではないかと考えます。

(塚口座長) ありがとうございます。

高瀬委員、何かございませんか。

(高瀬委員) 私のほうもそれで結構だと思います。

(塚口座長) そういたしますと、最初からもう一度確認いたしますけども、鶴浜緑地整備事業につきましては、防災緑地という位置づけがあるということで、限られた予算の中で少しずつ進めていくというようなCということには、松島委員、何かCではまずいですかね。

(松島委員) 判断する内容と、この評価というのが必ずしも、なかなか難しいなというのを感じておまして、おっしゃるように、重要性があって、それをやるためにはD以下にはしにくいと。それはおっしゃるとおりだと思っています。ただ、限定的にやるということをどうすると一番実質的な、今、例えば、別の例ですけど、御幣島であったようにCとかBとかになっているけども、ずっと予算がついていないというようなことがあると、あまりこれを評価したところでこちらが期待した内容は得られていないというような気もするので、それをやるためにどういったことがいいかというのを考えたときに、先ほどおっしゃっていたようにCというご判断をいただいた上で、どういった形で実質的なものを次までの間にやっていただけるかということを考えてほうがいいと思いましたので、判断としてはCで結構かと思えます。

(塚口座長) 予算執行がないというわけですけど、実際に今日説明された方は、事業を進めたいという意向は持っておられるけれども、次に財源をどこに求めるかということで、そこでもって支出してもらえないという状況があるので、やりなさい、やりなさいと言いましても、財源がなかったらやれないという、そういう事情もあるから、だから、とにかく必要があるということであれば費用、コストの縮減を図りながら少しずつでも進めていただくという状況に持っていかざるを得ないと思います。ただ、防災も絡んでいますから、私は防災緑地という、そういう位置づけをきちんと打ち出しているんだったらDにはできないと思います。

ということで、いかがでしょうか。

もう1つの南ふ頭緑地でございますが、これはDという自己評価でございまして、これをCに、あるいはまたEにということは、これはしなくていいという判断でよろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それから、ゆとりとみどり振興局に対しては、多少手直しした文書を出していただきたいと思うんですけども、どういう内容のものにしたらよろしいでしょうか。先ほどの補足説明にもございましたように、まず、この公園を総合公園としての位置づけをきちっとしていただいて、今どういう状況で利用されているのか、そして、最低限の設備が整っていないことでしたので、どこまでやればよろしいのか。これは松島委員が言われたように、少なくともどのようなところまで当面目指しておられるのかということをもう少しご説明いただいたほうが我々も判断しやすいと思うんですけども、その後、何か委員の皆様方から。

(角野委員) これは、ひょっとしたら我々のあれを超えるのかもしれませんが、先ほどの説明でも少しだけありましたけれども、御幣島の別紙の3ページですね。要するに、大阪市の公園予算がものすごく削られている状況なわけですね。ここでは、例えば275億から26ということをおっしゃっていましたが、10分の1。そのこと自身をとやかく言うつもりはないんですけども、そういう、かなりというか、他の課題に比較してものすごく絞り込んでいる状況の中で、この案といいますか、この場所が出てきているという背景は、もう少し僕らは理解したほうがいいのかという気がします。おそらく選択と集中ということが他の行政課題よりも、より一層シビアに迫られていると思うんですよね。

一方で、先ほどもご説明があったように中之島への集中投資というのがあった。そうすると、そういう状況の中で市の公園行政の基本的な考え方、絞り込まれているという状況の中で、これとこれを今Cにしたいということについての評価というか、意思をもう少し確認したいなという気がします。

ですから、具体的な資料としては、ゆとりの予算の状況ですね、この単体じゃなくて。その中で

これがどうなっていくのか。それから、今後、選択と集中というのがもし中之島、僕はよく知りませんが、あたりをずっと引き続き集中していくのか、当分の間ですね。それとも、次はもう少し違うことになりそうなのかというあたり、なかなか担当部局で表明しづらいのかもしれませんが、少なくとも現況については資料としてあるのかなという気がします。

(加茂委員) あともう1つ、お願いがあるとするならば、速やかに発現しなければいけない機能を確認していただいた上で、限定的実施というのがどう限定的なのかということを知りやすく説明してほしいなという気がします。例えば、御幣島なんかだったら、いろいろな機能を期待してはいるんだけど、1.5キロの市民の方の避難場所になるのだ、その機能は速やかに発現したい。だから、その部分は限定的になるかもしれないけれどもできるだけ考えたいというのも、今伝わってくると判断ということになってきますけど、ほとんど全部そうなんですけれど、いろいろな機能をかなり練られていらっしゃるんだけど、どこをどう決定していくのかというふうな形での足がかりをお示しいただけるような調書にさせていただきたいなと感じました。

(塚口座長) 事務局から、今申しておりますような内容を踏まえましてゆとりとみどり振興局のほうに伝えていただきたいと思うんですけれども、それは次回……。

どうぞ。

(谷川市政改革室長) 御幣島の関係で、今、最低限のインフラ整備というふうな議論があるんですけど、参考資料の2の評価の分類のところで、この有識者会議がどういう視点で評価していただけるかという1つのキーワードとして、社会経済情勢等の変化に適合しているのかどうかという視点があると思うんですけれども、先ほどの議論を拝聴させていただいてまして、特に御幣島なんかは、ほんとうにもともと想定していた部分までやる事業が、今の状況の中で既にコミュニティ広場として使われている、そういう中で最低限の防災上のインフラ機能を整備するんだったらわかるけれども、当初の計画どおりそれを進めるということであれば、この事業は今の時点で評価したら、社会環境に適合しているのかどうかということが疑問だというふうなご議論というふうに整理させていただくのか、いや、そうじゃないんだけど、コストの縮減として、縮減策として実はそこまでやらなくてもいいんじゃないかというふうな形で整理するのか、二通りの整理の仕方があるのかなという感じは聞いていて思ったんですけど、当初のご議論でいきますと、もともとどういう遊具を設置して、どんな設備が整った公園にするかという当初の計画がどういうものなのかということがちょっとわからない中で、そこまで踏み込むのか、今の厳しい財政状況の中で、最終的にはそういう形をいずれ取るのは構わないけれども、今の時点の判断としては、そこまでやらなくていいんじゃないのというふうな形でちょっと整理するかによって、ちょっと事務局の整理の仕方が、あるいは局に対する資料の求め方も変わってくるのかなというふうにちょっと思っています、そのところがちょっと、どういうふうなスタンスで局に申していったらいいのかという点をちょっと、できれば聞かせていただければありがたいんですけども。

(塚口座長) もう一度その2つの違いを繰り返していただけませんか。

(谷川市政改革室長) この事業自体が、いかに財政状況が好転しようが、悪かろうが、この事業自体は今の社会情勢に合わなくなっているんだというふうな評価なのか、そういう意味で言うと、御幣島公園を例にしますと、そこまでのしつらえというか、設備が整った公園をつくる事業はもう必要ないんじゃないですかというふうな評価の考え方があり得るのかなと。

いや、そういう事業の、先ほど座長のほうからも、事業の内容というふうなご発言がありましたけれども、事業の内容までは踏み込まないんだけど、今の事業はそれはそれで一定の合理性は

わかるんだけど、財政状況を考えてコスト削減を、そこまでの整備をしないというふうな形でコスト削減策を図ったらいんじゃないかというふうなご意見というふうに整理するのか、つまり事業の本質まで踏み込むのか、コスト議論にとどめておくのかという点で少し違いがあるのかなというふうに理解したんですけれども。

(塚口座長) 委員の皆様方、いかがでございますか。

(水谷委員) 私が先ほど発言したのはその点だったと思うんですけども、先ほど現在の情勢で、やるか、やめないかの判断をしてしまうと、これ、またもう1回、例えば機能最低限強化のインフラのところだけをやる事業を立ち上げるとなると、おそらく無理だと思うんですね。だから、今、現実的な対応策として、事業を全体の中で継続する、最低やる広域避難のところの部分で対応することであれば、最低限ここまでやっていただくということで附帯意見をするというのでやるのが、あまりにも我々委員の情報、加茂委員が言われるように情報量不足の中でいきなりEとかいうようなところは、よっぽど慎重に扱わないと、やはり間違ったことになるんじゃないかというところは危惧しているので、私自身の理解では、やっぱり現実的に考えると、こういう情勢がある中で、そういうのを勘案すると、最低限このところまでやるということを意見として伝える、そこまで踏み込むということが、出てきた内容がよっぽど、まだスタートして間もないところ、とまったままでほとんど事業がされていないときだったらそういうことがあるんですけども、既に用地をとられていて、市民とかも利用されていて、部分的にやれば可能性があるようなものまで、そこまでやるのはちょっと酷のように思います。

(塚口座長) 先ほど室長が言われた2つの方向とするならば後者ということによろしいですね。

(角野委員) 室長がおっしゃった前者は、個人的には非常に関心のあるところです。つまり、今後の住区基幹公園における近隣公園のあり方、従来のような三種の神器のような遊具を置いておけばそれで事足りるというようなことでは公園というのは成立しないし、市民にも受け入れられないと思っていますので、そういう議論はむしろゆとりとみどりの公園行政として、この御幣島に限らずやるべき話だと思います。

ただ、それは今回はちょっと役割が違うと思いますので、後者のつくり方にせざるを得ないのかなというふうに思います。

(塚口座長) 委員の皆様方、大体そういう方向でよろしゅうございましょうか。

(谷川市政改革室長) そうしましたら、事業継続のCのところ、限定的な実施というふうな表現がありますけれども、まさに限定的な実施の限定的な方向性をこの有識者会議において示していただくという、そういうふうに理解させていただいてよろしいでしょうか。

(塚口座長) 私はそういう方向がよろしいのかなと思います。ただ、もう少し詳しくご説明いただくほうがいいと思いますので、できるだけ、出せる範囲で結構でございますけれども、丁寧にご説明を次回委員会にさせていただければいいと思います。

(椎名事業再構築担当課長) そのように申し伝えます。

(塚口座長) それで、また確認を、最終的な判断は次回ということによろしゅうございますね。

(椎名事業再構築担当課長) はい。

(塚口座長) およそ今のようなことでご説明いただきますと、この自己評価に何らかの留意事項をつけるか、あるいはつけない場合もあるかと思いますが、つける場合もあるというふうな形で対応を取りたいと思います。

それから、Eというのは、参考の2を見ていただいたらわかりますように、基本的にはA、B、



C、Dというのが1つのカテゴリーで、Eだけが別のカテゴリーということで、Eまでは継続と。国への報告はたしかそうですね。

(事務局) はい。そうでございます。国の言うところの事業継続ということになります。

(塚口座長) そういう意味ではCとDの境目よりもDとEの境目が非常に大きいということがございますから、全体としては継続するという方向になるんでしょうけれども、ずるずるとやってもいけませんでしょうから、少しずつ、どの辺まで事業がやるんだということを明示していただければと思います。

それでは、ほかにも皆様方からご意見、ご発言がなかったら。

(松島委員) 今のお話の中で、追加資料というお話だったんですけども、例えば、対応方針というところの限定的な実施というところを修正いただくということは難しいんですか。限定的な実施とは何かということをもう少し詳しくというお話だと思うので、それをここに加えていただく、もしくはこれを修正いただくということは難しいでしょうか。

(塚口座長) どうなんでしょうか。

(事務局) そうでございますね。そういうご意見としていただくということであれば、そういうふうに。

(塚口座長) 調書は原則変えないんですか。

(事務局) そうでございます。この評価のこの調書の考え方、スタイルというのは。

(塚口座長) これでもって評価すると、我々が判断するということですか。

(事務局) はい。そういう意味で、委員のご質問であればそのような考え方でございます。

(塚口座長) ですから、要するに、限定的なという内容をもう少し詳しく文書で出していただく、ご説明いただく。

(事務局) そうです。書く内容は同じような内容になっていますので、それはきちっとまた、違うというのは申しておりましたので、その中で最低限どこまでとか、限定的な実施ということをもう少し明確にするようにというのは、それは修正は可能でございます。

(塚口座長) それでは、およそ皆様方からのご意見は出ているのかなと思いますけれども、さらにお気づきの点がございましたら、事務局へメールでお知らせいただければ、事務局のほうで対応いただけるということでございます。

事務局から何か追加のご説明、ご連絡、ございますでしょうか。

### 3 閉会

(事務局) そうしましたら、これで一応今日のご議論はということでございますか。

本日も長時間にわたりまして、まことにありがとうございました。今、座長のほうからもございましたが、さらに本日の案件で追加でご質問等がありましたら、メールで結構でございますので、事務局のほうまでご連絡いただけたらと思います。

なお、次回、最終の第3回の会議でございますが、12月18日の火曜日、9時40分から12時までの開催を予定しておりますので、よろしく申し上げます。次回は、特にこの会議のご意見の取りまとめ案でございますね、留意事項も含めましてお願いしたいと思っております。

なお、本日の案件で、特にゆとりとみどりの公園の関係で調書の手直し等がございますので、そ

の辺を含めまして、次回また、調書の記載内容につきまして修正いたしまして、また、ご質問とか、座長としたいと思います。次回の会議のご案内、また追ってご連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

(塚口座長) それでは、本日の有識者会議を終了させていただきます。どうもご苦労さまでした。

— 了 —